

令和5年度

長崎県公共事業評価監視委員会意見書

(2)

令和6年2月9日

長崎県公共事業評価監視委員会

委員長 友広 郁洋



令和5年度長崎県公共事業評価監視委員会意見書（2）

諮問があった再評価対象3事業については、いずれも対応方針（原案）どおり認める。

【参 考】

1. 審議過程における主な意見

- ・ 一般国道 251 号（出平有明バイパス）
- ・ 一般国道 251 号（瑞穂吾妻バイパス）
 - 当事業は、整備内容の変更やそれに伴う課題への対応を行うことで事業費の増及び事業期間の増が発生している。
 - 地盤の状況について、大幅な増額と遅延が生じないように正確さと迅速さを意識し、確実な調査と設計に努めていただきたい。
 - 埋蔵文化財が多く点在している。しっかりデータを取り記録保存を行っていただきたい。

2. 令和5年度の審議経過

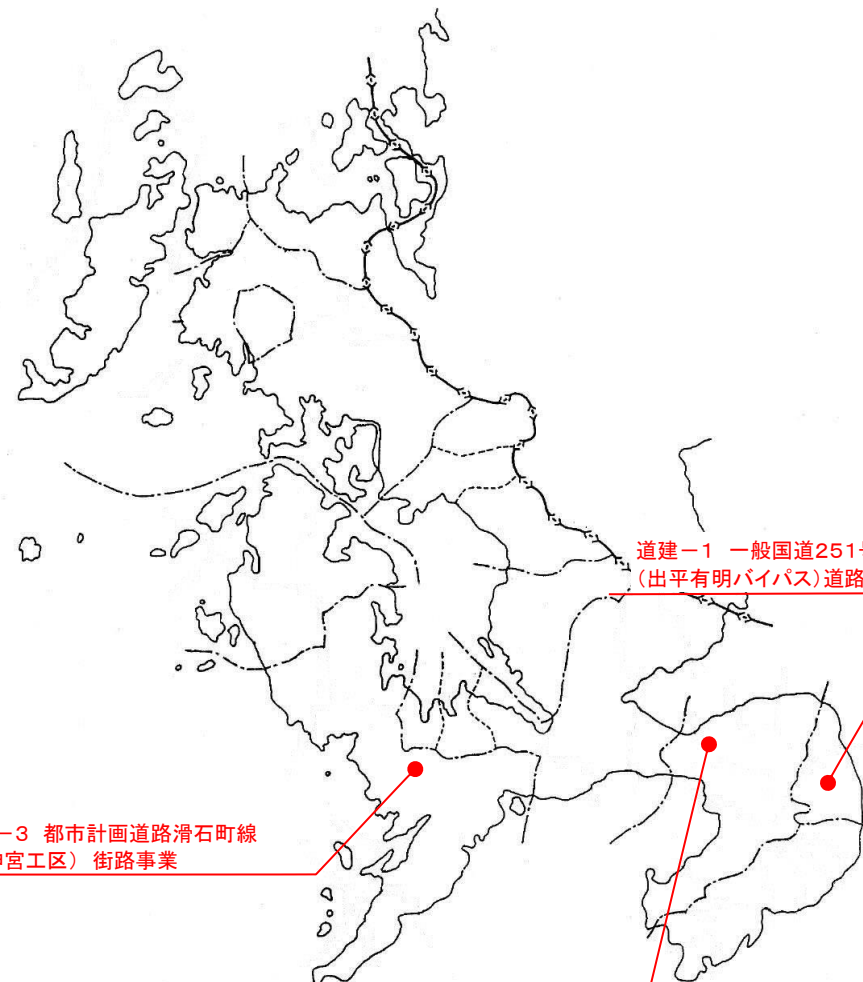
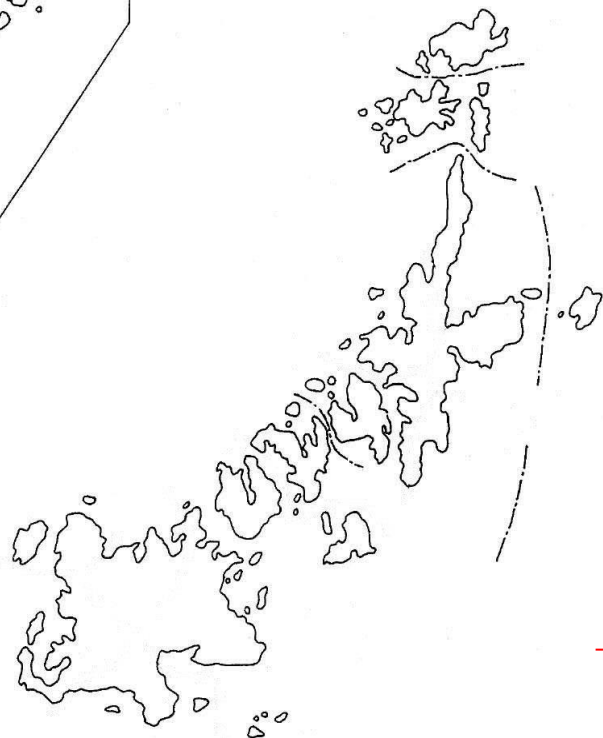
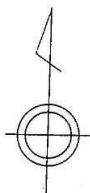
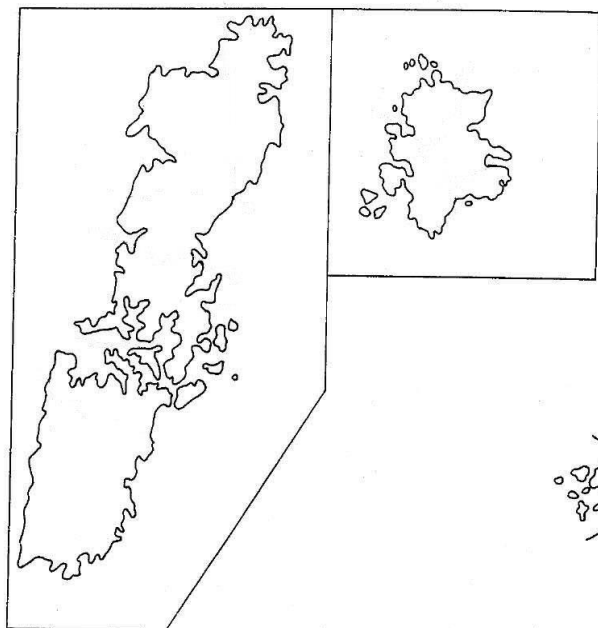
- ・ 第3回委員会（令和6年1月29日開催）
 - 再評価対象事業の説明及び審議

令和5年度 再評価対象事業数一覧

令和6年1月作成

担当部	担当課	対象事業数	県事業	市町村事業	備考
水産部		0	0	0	
	漁港漁場課	0	0	0	
農林部		0	0	0	
	農村整備課	0	0	0	
	森林整備室	0	0	0	
県民生活環境部		0	0	0	
	水環境対策課	0	0	0	
土木部		3	3	0	
	都市政策課	0	0	0	
	道路建設課	3	3	0	
	道路維持課	0	0	0	
	港湾課	0	0	0	
	河川課	0	0	0	
	砂防課	0	0	0	
	住宅課	0	0	0	
合計		3	3	0	

令和5年度 再評価対象事業位置図 位置図



道建-1 一般国道251号
(出平有明バイパス)道路改築事業

道建-3 都市計画道路滑石町線
(大神宮工区) 街路事業

道建-2 一般国道251号
(瑞穂吾妻バイパス)道路改築事業

凡例	
●	漁港漁場課
●	農村整備課
●	森林整備室
●	水環境対策課
●	都市政策課
●	道路建設課
●	道路維持課
●	港湾課
●	河川課
●	砂防課
●	住宅課

令和5年度 再評価対象事業一覧表

令和5年12月作成

整理番号	事業計画					再評価の視点										前回審議年度	対応方針(原案)					
	事業名	施設名	事業主体	事業箇所	事業概要	工期		再評価の理由※2	事業進捗の状況及び見込み					上位計画への位置づけ、関連事業の状況	社会経済情勢の変化			地元等の意向	費用対効果分析		コスト削減及び代替案立案の可能性の有無	
						着工	完了		前年度迄事業費	進捗率	用地進捗率	R5年度事業費	R6年度以降事業費						B/C	分析基礎の要因の変化		
						下段:当初※1	下段:変更															(億円)
道建-1	道路改築事業	一般国道251号(出平有明バイパス)	県	島原市	延長 L=3,400m 幅員 W=7.0(12.0)m	H25	R6	再評価後変更⑩	107.9	67.4	99(97)	15.6	36.5	・長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025 基本戦略 戦略3-2、施策1-②「高規格幹線道路・地域高規格道路の整備による高速交通ネットワークの構築」に位置付けられている。	・島原道路のうち、長野栗面工区がR4.5.21に、森山拉幅(森山東～森山西)がR5.11.12に開通している	・地元自治体で構成する「島原半島幹線道路網建設促進期成会」「一般国道57号等県南地域幹線道路整備促進期成会」等により、島原半島発展のため早期整備を要望されている。	1.4	1.6	【プラス要因】 ・費用便益マニュアルの改定による原単位(価格)の増加 【マイナス要因】 ・事業費の増 ・事業期間の増 ・計画交通量の減	・これまで可能な限りコスト削減を図っており、事業効率化に大きく寄与する新たなコスト削減は見込めない。 ・代替案の可能性は無い。	R3	継続
						H25	R8										160					
道建-2	道路改築事業	一般国道251号(瑞穂吾妻バイパス)	県	雲仙市	延長 L=6,400m 幅員 W=7.0(12.0)m	H28	R7	再評価後変更⑩	92.8	34.4	77(81)	9.0	168.2	・長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025 基本戦略 戦略3-2、施策1-②「高規格幹線道路・地域高規格道路の整備による高速交通ネットワークの構築」に位置付けられている。	・島原道路のうち、長野栗面工区がR4.5.21に、森山拉幅(森山東～森山西)がR5.11.12に開通している	・地元自治体で構成する「島原半島幹線道路網建設促進期成会」「一般国道57号等県南地域幹線道路整備促進期成会」等により、島原半島発展のため早期整備を要望されている。	1.9	1.1	【プラス要因】 ・費用便益マニュアルの改定による原単位(価格)の増加 【マイナス要因】 ・事業費の増 ・事業期間の増 ・計画交通量の減	・これまで可能な限りコスト削減を図っており、事業効率化に大きく寄与する新たなコスト削減は見込めない。 ・代替案の可能性は無い。	R2	継続
						H28	R10										270					
道建-3	街路事業	都市計画道路滑石町線(大神宮工区)	県	長崎市	延長 L=850m 幅員 W=13.0(30.0)m	H23	R6	再評価後変更⑩	48.4	72.2	88(90)	6.8	11.8	・長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025 基本戦略 戦略3-2、施策1-③「生活に密着した道路の整備による道路ネットワークの拡充」に位置付けられている。 ・都市計画区域マスタープラン(H26)の主要な施設の配置方針の中に明記されている。 ・長崎市都市計画マスタープラン(H28)の地区別構想の中に明記されている。	・特になし	・長崎市から整備促進の要望を受けている。	1.2	1.2	【プラス要因】 ・費用便益マニュアルの改定による原単位(価格)の増加 【マイナス要因】 ・事業期間の増 ・計画交通量の減	・これまで可能な限りコスト削減を図っており、事業効率化に大きく寄与する新たなコスト削減は見込めない。 ・代替案の可能性は無い。	R2	継続
						H23	R8										67					

※1 2回目以降の再評価の場合、「当初」は「前回」と置き換えている。

※2 「再評価の理由」の項目一覧

区分	水産庁、農林水産省 林野庁関係事業	国土交通省関係事業	
	実施時期	実施時期	
未着工	事業採択後5年未着工 ①		
長期継続	事業採択後10年経過 ③	事業採択後5年経過（補助事業）	事業採択後10(5)年経過（交付金事業）
		② ③(10年経過)、④(5年経過)	
		再評価の必要性の判断基準に該当する事業 事業採択後6～9年目（交付金事業）	
		⑤ 事業期間5年以内の事業が大幅に工期が延びる見込み 事業採択後5年経過（交付金事業）	
準備・計画		準備・計画段階 予算化後5年経過	⑥
再評価後	再評価後5年経過 ⑧	再評価後5年経過（補助・交付金事業）	再評価後10年経過（下水道事業）
		⑦ 再評価実施後、工期延長または事業費増額の変更を行う事業 変更前の工期または事業費を超過する前年度まで	
その他	社会経済情勢の急激な変化等（適宜） ⑪		
	その他上記以外で再評価の実施の必要性が生じた事業 ⑫(水産庁)	その他上記以外で再評価の実施の必要性が生じた事業 ⑫	

長崎県公共事業評価監視委員会運営要領<別記1>より

※3 用地進捗率の上段は「事業費ベース」、下段（ ）書きは「契約（面積）ベース」である。